

経商商第3200号
令和8年3月26日

さいたま市商店会連合会
会長 染谷 幸一 様

さいたま市長 清水 勇人



回 答 書

時下、ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

貴会におかれましては、日頃より本市商業の振興発展に多大なる御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和7年10月8日付けで提出のありました要望書について、下記のとおり回答いたします。

商店街を取り巻く環境は、近年の少子高齢化や消費行動の変化、物価高騰等により、大変厳しい状況にあるものと認識しております。

商店会（街）は地域経済の担い手であるだけでなく、地域コミュニティの担い手としても重要な役割を果たしていることから、効果的な商店街振興のための支援を図ってまいりたいと考えておりますので、何卒御理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 商店街街路灯等電気料補助事業の補助率 10/10（無償化）について

各商店会の皆様に設置いただいている街路灯は、地域の防犯上、重要な役割を担っており、地域における安心安全なまちづくりに貢献していただいていると認識しておりますが、一方で安心して買い物ができる環境を整備し、にぎわいの創出や顧客の利便性の向上を図る目的で設置された商店街の共同施設でもあることから、各商店会の皆様にも応分の負担をしていただいております。

市の補助金交付の基準において、補助率は原則2分の1以内とされておりますが、今日のエネルギー価格の高止まりや商店街街路灯の高い公共性に鑑み、令和8年度においても5分の4以内とさせていただきます。

2 商店街活性化キャンペーン事業補助金の継続について

商店街活性化キャンペーン事業は、商店街における消費喚起や集客に効果があると考えられることから、実施内容や事業効果等を勘案した上で、引き続き補助を行ってまいります。

本市では、商店街振興施策における市民アプリ・デジタル地域通貨の活用を今後も積極的に推進していく方針ですが、当該キャンペーン事業においても、事務費の削減や応募者の利便性の向上など、メリットは大きいと考えられます。

つきましては、当該キャンペーン事業における市民アプリ・デジタル地域通貨の活用について、引き続きご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

3 商店会（街）街路灯の保険加入に対する支援について

各商店会の皆様に設置いただいている街路灯は、地域の防犯上、重要な役割を担っており、地域における安心安全なまちづくりに貢献していただいている一方で、近年、設備の経年劣化が原因と考えられる灯具落下の発生が報告されています。

このような状況を踏まえ、まずは保険商品の補償内容等の調査研究と併せて、街路灯を所有する商店会を対象に損害保険加入状況に関する調査を行い、現況を把握の上、支援策の必要性について検討を行ってまいります。

4 エネルギー価格・原油原材料高騰の影響を受けている事業者向けの支援策の拡充について

エネルギー価格・原油原材料高騰等の影響を受けている事業者向けの支援について、令和7年度は市内中小企業者を対象に、省人化、省力化又は業務効率化等に資する設備を取得する際に係る経費の一部を補助する「事業者向け設備導入応援補助事業」を実施し、エネルギー価格の上昇に伴うコスト増加、人手不足等に対し、ご支援をさせていただきました。

令和8年度においても、「事業者向け設備導入応援補助事業」につきましては、継続して推進を図っているところでございます。

支援策の拡充につきましては、原油原材料高騰等の状況や、それに伴う市内経済への影響を注視しながら、適宜、状況に応じた適切な支援の検討を進めてまいります。

5 地域活性化の一助とする商店会（街）でのイベント開催時における公共施設等の提供について

「さいたま市商業等の振興に関する条例」において、市民は商店街イベントへの参加に努めること、市、事業者又は商店会は市民の理解と関心を深めるよう努めることとされていることから、市としては、今後も名義後援等を通じて引き続き、地域への周知、PRに努めてまいります。

また、イベント開催時における公共施設等の提供につきましては、「さいたま市商店街活性化推進補助事業」において、商店街イベントにおける会場使用料についても補助金の対象としていることから、引き続き、そちらの制度を利用することでご理解賜りますようお願い申し上げます。

商店街イベントは地域の活性化に資するものであることから、市としては今後もイベント費用の補助や周知、PRにおいて支援してまいりますので、主催者である商店会におかれましても、地元の理解を得られるよう、引き続き十分な説明をお願い申し上げます。

6 デジタル地域通貨の加入促進に伴う決済手数料減免の実施継続について

本市としても、さらなる加盟店の拡大により、デジタル地域通貨の利用の幅が広がることで、アプリ利用者のより一層の利便性向上を図ってまいりたいと考えております。

そのため、さいたま市商店会連合会加盟の商店会の会員店舗等を対象とした決済手数料の減免につきましては、令和8年度も継続して実施いたします。

さいたま市商店会連合会の皆様におかれましても、さらなるデジタル地域通貨の加盟店拡大にご尽力賜りますようお願い申し上げます。